

静岡市上下水道事業内部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市上下水道局は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例等第1号）第24条の規定に基づき、実施する政策、施策及び事務事業の行政評価を行い、もって、政策、施策及び事務事業の進行管理を適切に行うため、静岡市上下水道事業内部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 上下水道局各課が、実施した施策及び事務事業の行政評価に関すること。
- (2) 上下水道事業経営協議会への諮問等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要であると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には上下水道局長を、委員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、上下水道局水道部経営企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職 名
上下水道局次長兼水道部長
上下水道局下水道部長
上下水道局水道部水道技術担当部長
上下水道局水道部経営企画課長
上下水道局水道部水道総務課長
上下水道局下水道部下水道総務課長
上下水道局下水道部下水道計画課長